

令和４年４月２０日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和4年度北塩原村農業委員会総会（4月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和4年4月20日（金）午後1時30分～2時20分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	出
農業委員	1	小椋隆子	欠
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	出
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	出
〃	—	佐藤誠一	出
〃	—	五十嵐好則	出
〃	—	安部嘉久	欠
〃	—	柏谷孝雄	出
〃	—	小椋功	出

※ 出席委員 農業委員6名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名中5名出席。

4. 欠席委員

農業委員 1番 小椋 隆子

推進委員 安部 嘉久

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 協議事項

- ・令和4年度北塩原村農業委員会活動計画（案）について

第5 提出議案

議案第1号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

- ・番号1～3番 賃借権設定

第6 その他

- ・農業委員会活動記録セットの配布について

- ・農業委員・農地利用最適化推進委員年報酬（能率給）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 佐藤 博

事務局 班長 渡部 達也

事務局 主事 穴戸 開

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和4年度北塩原村農業委員会定例総会4月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

（挨拶）

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。只今の出席委員は農業委員7名中6名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利

用最適化推進委員 6 名中 5 名にも出席いただいております。なお、農業委員の小椋 隆子委員、推進委員の安部 嘉久委員からは欠席する旨の届出がありました。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第 13 条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、2 番 中川 博之委員、3 番 岩田 多吉委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日 1 日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

(事務局から報告)

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは、協議事項に入ります。令和4年度北塩原村農業委員会活動計画（案）について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

（事務局が説明）

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

（なしの声）

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。協議事項、令和4年度北塩原村農業委員会活動計画（案）について、これを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

（異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。原案の通り承認されましたので、お手元の（案）については、消していただきたいと思います。

○議長

それでは議事に入ります。議案第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。今月は3件ございます。それでは、議案第1号の番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたします。次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、利用権設定等促進事業に

係る農用地利用集積計画の作成について、承認を求めるものでございます。
番号1番、こちらについては、新規設定となります。

- 1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇
〇〇〇〇さん、〇〇歳、〇〇〇〇〇〇〇の方でございます。
続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇〇さん、
〇〇歳、〇〇〇〇〇〇〇〇の方でございます。

- 2、利用権を設定する土地ですが、

〇〇字〇〇1277番、地目は田、面積は335㎡

〇〇字〇〇1283番5、地目は田、面積は343㎡

〇〇字〇〇1283番6、地目は田、面積は979㎡

〇〇字〇〇1383番、地目は田、面積は2,645㎡

〇〇字〇〇1384番、地目は田、面積は3,025㎡

以上のとおり、5筆、合計の登記面積は7,327㎡、うち水張り面積は7,180㎡でござい
ます。

- 3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。

権利の存続期間は令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間。賃借料の額は年
額で78,980円。1反当たりになおしますと約11,000円でございます。

- 4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地
元農業委員の意見としまして、岩田 多吉委員に確認していただきましたところ、許可相当
と報告いただいております。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考え
ますので申し添えます。

上記のとおり提出いたします。令和4年4月20日提出、北塩原村農業委員会長星源嗣。
以上で議案第1号、番号1番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、3番 岩田
多吉委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○委員（3番 岩田 多吉）

4月の16日に〇〇さん宅、〇〇さん宅にお邪魔してお話をして来ました。〇〇さんは去
年から体調を崩して入退院を繰り返しており、農業を続けるのが難しいということで、〇〇
さんをお願いしたいとのことでございました。〇〇さんも田んぼなどを自分で耕作しており、

問題ないと思われますので許可相当と考えます。

○議長

ありがとうございました。本件に関してご意見やご質問はございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号1番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号1番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第1号、2件目の利用権設定について説明いたします。

番号2番、こちらについては、再設定となります。

1、申請当事者について、

利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇〇さん、〇〇歳、〇〇〇〇〇〇の方で
ございます。

続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇〇さん、〇〇歳、〇〇〇
〇〇〇の方でございます。

2、利用権を設定する土地ですが、

〇〇〇〇〇〇〇〇1015番1、田、1,124㎡、

以下、別紙のとおり全部で17筆、面積の合計は14,893㎡でございます。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。

権利の存続期間は令和4年4月23日から令和9年4月22日までの5年間。賃借料の額は年額で119,074円。1反当たりになおしますと約8,000円でございます。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

地元農業委員の意見としまして、遠藤 俊一委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。

上以上で議案第1号、番号2番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、6番、遠藤 俊一委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○委員（6番 遠藤 俊一）

先週の13日の借受人の〇〇君に話を聞き、貸付人は現在耕作を行っていない土地であり、誰も耕作しなければ荒れてしまうため、再設定を許可し利用してもらった方が良好だろうということで許可相当と判断しました。

○委員（6番 遠藤 俊一）

良く見ると所有権が他3名となっているけど大丈夫かな。

○議長

他3名というのは誰が所有権を持っているの。

○事務局

資料を確認いたします。

権利の6分の3が貸付人の〇〇〇〇〇〇さん、その他3名は恐らく〇〇さんの子供たちで、それぞれ6分の1ずつ権利を持っている状態です。

○議長

貸付人が2分の1以上の権利を持っているということで問題はないでしょう。

それでは、本件に関して、他にご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号2番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号2番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号3番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第1号、3件目の利用権設定について説明いたします。

番号3番、こちらについては、再設定となります。

1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、

〇〇〇〇さん、〇〇歳、〇〇〇〇〇〇の方でございます。

続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇〇さん、〇〇歳、〇〇〇〇〇〇の方でございます。

2、利用権を設定する土地は、

〇〇字〇〇856番1、 田、 2,531㎡、

〇〇字〇〇904番1、 田、 1,183㎡、

の2筆です。合計面積は3,714㎡でございます。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。
権利の存続期間は令和4年4月21日から令和9年4月22日までの
5年間。賃借料の額は年額で22,284円。

1反当たりになおしますと約6,000円でございます。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、遠藤 俊一委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。

以上で議案第1号、番号3番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、6番、遠藤 俊一委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○委員（6番 遠藤 俊一）

はい。日曜日にお会いして内容を確認したところ、内容に問題はなく、再設定ということもあり許可相当と考えます。よろしくをお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

（なしの声）

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号3番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

（異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。番号3番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、事務局より2点ございますので、事務局説明をお願いします。

○事務局

(農業委員会活動記録セットの配布について説明)

(農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬について説明)

○事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 番 _____ (印)

議事録署名委員 番 _____ (印)